

○ 遠信委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	名				
	件				
44 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	43 郵便法の一部を改正する法律案	42 郵便年金法の一部を改正する法律案	40 放送法及び電波法の一部を改正する法律案	15 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案	
参	"	"	"	衆	院議先
三、一	三、一	三、一	二、九	三、二、五	月提出
三、一	(予)三、一	(予)四、三	(予)四、三	(予)四、五	付委員会
可 四、決三	可 五、決七	可 五、決三	可 四、決六	可 四、九	議委員会
可 四、決五	可 五、決六	可 五、決三	可 四、決七	可 四、二〇	議本會議
(予)三、一	三、一	三、五	三、四	三、二、五	付委員会
可 四、決六	可 四、決七	可 四、決七	可 四、決四	可 四、三	議委員会
可 五、決〇	可 四、決六	可 四、決六	可 四、決五	可 三、四、四	議本會議
					備考



わせて、機構の役員の任期を改める等所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

### 一、通信衛星の定義の改正

通信衛星の定義を、無線通信を受信してその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星（固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。）で放送衛星以外のものとすることに改めることとする。

### 二、役員の任期

機構の理事及び監事の任期を三年から二年に改めることとする。

### 三、財務・会計関係規定

(1) 機構は郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び事業報告書を主たる事務所に備え置かなければならないこととする。

(2) 機構は、その所有に係る放送衛星について機構の行う業務のうち政府から衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理（当該所有に係る部分に限る。）については、その他の経理と区分し、

### 委員長報告

ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に關し所要の規定の整備を行うとともに、あわせて同機構の役員の任期の改正等を行うものであります。

委員会におきましては、産投特会の出資による機構の業務内容、放送衛星三号によるハイビジョン放送の普及方策、機構の民間法人化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録等によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、ハイビジョン実用化に対する助成措置等三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

#### 放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

##### 要旨

本法律案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組の編集等に関する規所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、放送法の一部改正

(一) 郵政大臣は、放送普及基本計画を定めることとし、

放送普及基本計画には、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることとする

と。

##### 二、電波法の一部改正

(一) 郵政大臣は、放送局の免許の申請の審査について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画に基づいて、周波数の割り当ての可能性を審査するものとすること。

(二) 放送局の免許の有効期間について、五年を超えない

(二) テレビジョン放送並びに日本放送協会の中波放送及び超短波放送について、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならないこととすること。また、放送事業者は、放送番組審議機関が答申し、または意見を述べた事項があるときは、その概要を公表しなければならないこととすること。

範囲内において郵政省令で定めることとする」と。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本法律案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備するなどの措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備するなど放送に関する法制の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、放送普及基本計画の策定のあり方、放送番組の質の向上対策、NHKの業務範囲の拡大、有料放送の導入の理由、ニューメディア時代に対応した放送制度の検討等の諸問題について質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、放送行政への国民意向の反映、放送制度のあり方の検討等六項目からなる附帯決議案が提案され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

#### 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

##### 要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、昭和五十五年の法改正において、当時の郵便事業累積赤字が解消されるまでの間等の条件の下に実施した第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を、累積赤字解消後も適用できるよう整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るために、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、料金の決定方法の特例制度の整備

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物（以下「第一種郵便

物等」という。)の料金は、郵政事業特別会計の一の会

計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき等で、かつ、当該会計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき等に限り、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き上げることができる」とすること。

(二) 第一種郵便物等の料金は、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き下げる」ことができる」とすること。

(三) 市内特別郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることとし、その額は、市内特別郵便物としない定形郵便物または定形外郵便物の料金の額より低いものでなければならないこととすること。

二、切手類等の給付を受けることができるカードの発行及び販売

郵政大臣は、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードで、切手類等の給付を受けることができるものを発行し、販売することができることとすること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、郵便財政の現状と見通し、郵便料金の法定制緩和の運用方針、郵政審議会のあり方、郵便事業のサービス改善などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対である旨の、自由民主党を代表して守住理事より賛成である旨のそれぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

### 要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むことができることとともに、掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払いをすることとすることにより、従来の掛金分割払い型に加え、いわゆる即時年金の制度を導入しようとするものである。

### 委員長報告

ただいま議題となりました郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むができるようになるとともに、

掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合に、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとし、現在の掛け分割払い型年金に加え、いわゆる即時年金の制度を設けるものであります。

委員会におきましては、高齢化社会における公的年金と個人任意年金との関係、簡保・年金資金の運用のあり方、国民の自助努力に対する税制上の優遇措置等について質疑が行われました。

質疑を終り、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

## 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

### 要旨

本法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、代金引きかえの取り扱いにおける電信為替による引きかえ金の送金及び郵便振替の払い出しにおける受取人に対する現金の送達による払出金の払い渡しの制度の新設等郵便為

普及及び郵便振替の利用者に対するサービスを改善する等の必要があるので、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、郵便為替法の一部改正

- (一) 代金引きかえの取り扱いにおいて引きかえ金を電信為替によつて送金できることとすること。
  - (二) 送金人により現金を交付してする払い渡しの指定があつた電信為替において、受取人の請求により電信為替証書を発行してする払い渡しまたは現金を送達してする払い渡しの取り扱いができることとすること。
- ### 二、郵便振替法の一部改正
- (一) 払出金は、払出金額に相当する現金を受取人に送達することにより払い渡すことができることとすること。
  - (二) 払出金を受取人に払い渡した際にその旨を加入者に通知する取り扱いができることとすること。
  - (三) 払出金の払い渡しの済否の状況を調査して加入者に回答する取り扱いができることとすること。

ただいま議題となりました郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、サービスを改善するために、郵便為替法の一部改正により、代金引きかえ郵便における電信為替による引きかえ金の送金の制度の創設など、また郵便振替法の一部改正により、郵便振替の払い出しにおいて現金を受取人に送達することにより払い渡すことができる制度の創設など、所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、時代に適合した法体系整備の必要性、郵貯オンラインシステムの活用方策、郵便局国債販売の営業方針などについての質疑が行われました。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

(閣承認第二号)

#### 委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、遙信  
委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十三年度收支予算、事業  
計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするも  
のであります。

その概要を申し上げますと、まず、收支予算につきまし

ては、事業収入三千五百十一億円、事業支出三千六百三十五億四千万円であって、事業収支の不足額は百二十四億四千万円となっておりますが、この不足額は昭和六十二年度以前からの繰越金百二十四億四千万円をもって補てんし、  
債務償還に必要な資金のうち百三億一千円は長期借入金  
により措置することとしております。

また、事業計画におきましては、その重点をニュース・

報道番組の刷新、大型企画番組の開発・編成、衛星放送の普及促進、海外放送機関との相互交換中継の開始、営業活動の刷新と事業運営の効率化等に置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付しております。

委員会におきましては、長期的経営計画の確立、営業体制の刷新、衛星放送の普及促進対策のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対、自由民主党を代表して添田理事から賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森理事より、放送の不偏不党の堅持、長期的展望に立った経営計画の確立等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を<sup>ハ</sup>報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十年度決算に係るものであります。放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の六十年度末における財産状況は、資産総額三千三百一十九億七千七百万円、負債総額千五百十一億二千四百万円、資本総額千八百十八億五千三百万円となつております。

また、当年度中の損益は、事業収入三千三百八十六億九千七百万円、事業支出三千二百二十六億三百万円であり、差し引き事業収支差金は、百六十億九千四百万円となつております。

このうち、資本支出充当は、八十三億五千四百万円であ

り、この結果、事業収支剰余金は、七十七億四千万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしてしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、收支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかをはじめ、協会の世論調査の公表のあり方、経営委員の人事、経営財源の確保方策等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもつてこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。